

## 安いミシンを購入するつもりが・・・

県民生活相談センターには、「チラシで安いミシンを見て電話で注文したら、訪問した業者から、注文したものとは違う何十万円もする高いミシンを勧められた」、「安い修理を謳うチラシを見て修理を頼んだら、来訪した業者から『このミシンは直せない』と言われ、高額なミシンを勧められた」といったミシンの購入に関する苦情相談が寄せられています。

過去には、チラシをおとりにして、ウソのセールストークなどで高額なミシンを購入させていた業者に対し、行政処分が実施されており、それ以降はミシンに関する相談は減少傾向にありますが、その一方で、依然として類似の相談が寄せられており、注意が必要です。

消費者自身が電話で注文し、業者に来訪を求めている場合は、「訪問販売にあたるのか」、「クリーニング・オフはできるのか」という問い合わせがありますが、消費者の注文とは別の高額なミシンを、来訪業者から勧められて契約した場合には、訪問販売にあたるとされていますので、契約書を受け取って8日以内であればクリーニング・オフをすることができます。

一方、自ら店頭に出向いて契約した場合や、事前に注文した商品をそのまま購入している場合は、クリーニング・オフはできませんが、自主基準でクリーニング・オフを設けている業者もありますから、不本意な契約であれば、受け取った契約書をよく確認してみましょう。

ミシンの購入にあたっては、使用目的や自分の技量を十分に考えた上で、慎重に契約するようにしましょう。特に、不意に高額なミシンを勧められた場合は、その場で即決せず、インターネットや電器店で同等品の相場を調べてみることが賢明です。

県民生活相談センターでは、訪問販売やマルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。電話番号は058-277-1003です。

### 県の消費生活相談窓口に寄せられた相談事例

#### 事例1 (70代・女性)

安価なミシンを注文したら、来訪した業者から「安価なミシンは糸通しが難しい。コンピューターミシンはボタン一つで簡単だ」と30万円近くする高額なミシンの購入を勧められ、契約した。しかし操作方法がよく分からない。高額なミシンを契約する気はなかったので解約したい。

#### 事例2 (70代・女性)

ミシンを1,000円で修理するというチラシを見て店に出向いた。持参したミシンは修理できないと言われ高額なミシンの購入を勧められた。断り切れず家に持ち帰り残金を全額払ったが他店で同じような商品が安く売っていた。高すぎるので解約したい。

#### 事例3 (40代・女性)

スーパーでミシンの展示会をしていた。そこで2万円の格安ミシンの注文をした。後日自宅にミシンを届けてもらった時に、別の高額なミシンを勧められ、契約してしまった。後から考えれば、こんな高額なミシンは必要ない。解約したい。